

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第7号

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (有効期限) 2 この規則は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (有効期限) 2 この規則は、 <u>平成30年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)